論文

歴史認識問題とは何か

西岡 力(公益財団法人モラロジー研究所歴史研究室長・ 麗澤大学客員教授、本研究会会長)

はじめに

私は1991年以来、慰安婦問題に取り組んできた。(註1) しかし、私は歴史学者ではな く、韓国・北朝鮮地域研究者である。なぜ、私が過去の歴史に関わる慰安婦問題に取り組 んだのか。

私は1997年頃という比較的早い時期から「慰安婦という歴史的存在はあった、それを 歴史学が研究することは出来る、しかし、未だに解決すべきことが残っているという意味 での慰安婦問題は1992年まではなかった、したがって慰安婦問題は歴史の問題ではなく 現在の問題だ」と主張してきた。(註2)

慰安婦問題は、単純に、過去に何があったのかを実証しその意味を探る歴史学の課題 だけでなく、現在の日韓関係や北朝鮮の政治工作、日本国内の反日マスコミと運動家の虚 偽発信、日本政府の謝罪し人道支援するが反論しないという対応のまずさ、国連や米議 会など国際社会に拡散する誹謗中傷などなど、現代史の課題が複雑に絡み合っている複 雑な問題だ。だからこそ、現在の韓国・北朝鮮を学際的に研究する地域研究の主要テー マと言えるのだ。

25年以上、慰安婦問題の研究に取り組み、さまざまな相手と激しい論争を繰り返して きた結果、少しずつ慰安婦問題の全体像が見えてきた。そして日韓関係だけでなく南京 事件問題などで日中関係をもおおっている歴史認識問題の全体像にも、少しずつ近づく ことが出来たと自負している。本稿は歴史認識問題の全体像に迫る私の試論である。本 誌誌上などで大方のご批判を待ち、より議論を精緻にしていきたい。

定義 1

まず、歴史認識問題を定義する。私の定義では、単純に複数の国や民族間でお互いに 関わる歴史認識が対立していることを歴史認識問題とは言わない。何々問題という言い 方をするときには未だ解決していない課題がある、あるいは残っていることを指すが、通 常の主権国家同士の間では、戦争や植民地統治などの過去に関わる清算は条約や協定で 行う。それを結べば内政不干渉の原則により、いくら相手の歴史認識が自分たちと異なっ ていても外交問題とすることはない。これが現代の国際法の原則だ。

本来、歴史教科書記述や戦没者追悼方法などは主権国家の内政に属する。したがっ て、歴史認識に関わる事象に対して他国政府が干渉し、外交問題化することは、一言で言 うと内政干渉だ。そのような内政干渉を私は歴史認識問題と定義する。(註3)

わが国における歴史認識問題は、1982年中華人民共和国と大韓民国が日本の検定済み 歴史教科書の記述について修正を求めたことを嚆矢とし、1985年の中国による中曽根首 相の靖国神社参拝抗議と1992年慰安婦強制連行プロパガンダ以降、本格化した。干渉を 受けるわが国の内部に、それを助長する言論機関や学者、運動家らが存在し、かつ外交 当局が内政干渉の不当さを指摘せず、ただ謝罪し人道的配慮をするという譲歩を繰り返 すというわが国特有の構造のため、問題は悪化し続けた。その結果、国際社会にわが国 に対する事実無根の誹謗中傷が拡散している。国連がでたらめな慰安婦調査報告書を出 し、米国などの各国議会が事実に反する決議を行ない、各地に慰安婦像などが建ち、ユ ネスコ歴史遺産や記憶遺産などで事実に反する日本非難が公式化されるに至った。

2015年12月、日韓政府が慰安婦問題の「最終的な解決」で合意したが、その際、国連 や国際社会で相互批判を自制すると約束し、反日キャンペーンへの事実に基づく反論が よりやりにくくなったのではないかと憂慮される。

前史 2

①先の大戦の背後にあった歴史認識の対立

前節で論じたように、わが国における歴史認識問題は1982年から始まり、1992年より 本格化し現在も続いている。ここではその前史を先ず概観しておく。

第1に論じなければならないのは、わが国が戦った先の大戦は歴史認識を含む「国家 総力戦」だったということだ。わが国は大東亜戦争と名付けた先の大戦を戦うにあたり、 敵国米国、英国を「侵略者」と位置づけ、わが国は「自存自衛のために」開戦せざるを得 なかったという歴史認識を提示した。

米英両國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望 ヲ逞ウセムトス (略)帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀬セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自 衞ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ「下線西岡、以下同」(「米英両国 ニ対スル宣戦ノ詔書」1941年12月8日)

1943年11月の「大東亜宣言」においては次のように記述されている。

米英ハ自國ノ繁榮ノ爲ニハ他國家他民族ヲ抑壓シ特ニ大東亞ニ對シテハ飽クナキ侵略搾 取ヲ行ヒ大東亞隷屬化ノ野望ヲ逞ウシ遂ニハ大東亞ノ安定ヲ根柢ヨリ覆サントセリ大東 亞戰爭ノ原因茲ニ存ス

大東亞各國ハ相提携シテ大東亞戰爭ヲ完遂シ大東亞ヲ米英ノ桎梏ヨリ解放シテ其ノ自存 自衞ヲ全ウシ左ノ綱領ニ基キ大東亞ヲ建設シ以テ世界平和ノ確立ニ寄與センコトヲ期ス

一方、米英と蒋介石の中華民国の3国は、わが国の侵略を止めて罰することが対日戦の 目的だと主張した。

1943年12月のカイロ宣言は「三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次

ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ」「満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国カ清国人ヨリ盗取シ タル一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還スルコトニ在リ」「朝鮮ノ人民ノ奴隷状態ニ留意シ軈テ 朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムル」とそのような歴史認識を開陳している。

このような歴史認識の相違を背景の一つとして、先の大戦は戦われた。これが総力戦 の特徴だ。

②占領下の歴史認識対立、「連合国」の立場

そしてわが国は戦に敗れた。そして連合国軍、実質は米軍の占領を7年の長きにわたっ て受けた。占領下で連合国軍は彼らの歴史認識をわが国に強要した。それが総力戦の帰 結だった。しかし、昭和天皇を先頭に、わが国も必死で自国の歴史認識を守る銃声無き戦 闘を果敢に戦った。

その焦点は、わが国が先の大戦で世界征服を目指していたか否かということだった。 ボツダム宣言は、日本は世界征服を目指していたと主張した。

日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた勢力を永久に除去する。無責任な 軍国主義が世界から駆逐されるまでは、平和と安全と正義の新秩序も現れ得ないからで ある。(ボツダム宣言1945年7月)

この歴史認識は占領軍が英語原文を作成した憲法にも敷衍されている。 前文のこの部分に私は注目する。

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、 (resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government) ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。(日本国 憲法前文1946年11月)

ここで「政府」が英語で「government」と単数形になっている。つまり、再び自国政 府が無謀な戦争を起こして国民に惨禍を与えないように誓っているのだ。他国政府は戦 争を起こさない、日本国民を苦しめないという著しく偏った前提があるとしか思えない。 自国の政府のみを敵視する歪んだ歴史認識がそこにある。

9条にもその影響はある。

9条1項は、国際紛争を解決する手段としての戦争放棄という現在の国際法の規定を そのまま書いたもので、日本国憲法の特徴ではない。フィリピン憲法にもイタリア憲法に も戦争放棄規定が存在する。(註4)

ただし、「陸海空軍その他の戦力」の不保持を明記している2項は日本だけの特殊な規 定だ。(註5) この2項の裏には日本民族だけには戦力を持たせてはならないとする、日本 民族性悪説というべき差別主義が存在する。日本民族は生まれつき暴虐で正義観念を持 たないので、戦力を持たせると再び世界征服を夢想して大量虐殺をしでかしかねない、 という連合国の戦争目的に通じる歴史認識だ。

東京裁判の判決では「1928年から1945年に於ける侵略戦争に対する共通の計画謀 議」が存在したとして、いわゆるA級戦犯が平和に対する罪で「有罪」とされた(東京裁 判判決1948年11月)。ただし、起訴状にあった「日本、イタリア、ドイツの3国による世 界支配の共同謀議」は、証拠不十分のため訴因から除外された。

③占領下の歴史認識対立、昭和天皇の反論

これに対して昭和天皇は決然とわが国の立場を表明された。 終戦の詔勅を見たい。

抑ゝ帝國臣民ノ康寧ヲ圖リ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措 カサル所曇二米英二國ニ盲戰セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ 出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス(「終戦の詔勅」1945 年8月)

開戦の詔勅で述べた、帝国の自存と東亜の安定という開戦目的を再確認し、世界征服 どころか他国を侵略する意志がなかったことを明言している。

この立場は、占領下でご自身が戦犯として処刑される恐れさえあった1946年1月にも微 動だにしなかった。

1946年1月に出した「新日本建設に関する詔書」を見よう。

朕ト爾等国民トノ間ノ紐帯ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝 説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優 越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル観念ニ基クモノニモ 非ズ。(「新日本建設に関する詔書」1946年1月)

連合国軍が求めた(あるいは、強要した)天皇の神格化否定の表現の中で、世界支配 など考えていなかったという主張をしっかり織り込んでいる。

④サンフランシスコ講和条約で対等な同盟国となる

この連合国とわが国との先の大戦の戦争目的をめぐる歴史認識の対立は、冷戦の激化 により大きく様相を変えた。米国は、わが国を自由陣営の一員として確保することを最優 先として対日講和条約交渉を進めた。 詳しくは伊藤哲夫氏の論考 (註6) などに譲るが、 最終的にサンフランシスコ講和条約と日米安保条約で、米国はわが国を主権を持つ対等 な同盟国として認めた。講和条約のどこにも「世界征服」、「侵略」などという歪んだ歴史 認識は含まれていない。

サンフランシスコ講和条約(1952年)の前文に次のように記されている。

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安

全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の 間の関係でなければならないことを決意し、よつて、両者の間の戦争状態の存在の結果と して今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望する。(「サンフラ ンシスコ講和条約 | 1952年)

少なくとも、米国をはじめとする旧西側諸国とわが国の先の大戦をめぐる歴史認識上の 対立は、ここで外交的に決着をみた。米国が一時、強要したいわゆる東京裁判史観は、サ ンフランシスコ講和条約の時点で彼らの公式見解ではなくなったとみるべきだ。問題はわ が国の中に、それに拘束され続けている多くの国民が存在することだ。それはまさに国内 問題だ。なお、講和条約11条でわが国が東京裁判の歴史認識を受容したとする一部の主 張については有力な反論があるが、ここではそのことには触れない。

歴史認識問題の起源と構造 3

①なぜ、歴史認識問題が解決できないのか

歴史認識は他国の干渉を許してはならない、国家・民族の独立を支える支柱だ。ところ が、1980年代初めから以下のような4つの要素が絡み合って、事実無根の日本を非難す る反日歴史認識が外交を阻害し、わが国の名誉と国益を大きく傷つけてきた。

すなわち、第1に日本国内の反日マスコミ・学者・運動家が事実に反する日本非難キャ ンペーンを行なった。第2にそれを中国と韓国両政府が正式な外交問題にして「内政干 渉」的要求を押しつけた。第3にわが国外交当局が反論をしなかったことで事態を悪化さ せた。不当な要求に対して事実に踏み込んだ反論をせず、まず謝罪して道義的責任を認 め、人道支援の名目で、すでに条約・協定で解決済みである補償を再び中途半端な形で 行なったため、問題をさらに悪化させることとなった。第4に、内外の反日活動家が事実 無根の日本非難を国際社会で拡散した。その結果、わが国とわが先祖の名誉が著しく傷 つけられ続けている。

第1要素については多くの研究がある。そのうち、1982年の第1次教科書問題、1992 年の慰安婦問題について私も多数の論文や単行本を書いた。詳細はそちらにゆずること とする。(註7)

また、第4要素については、国連人権委員会(現在の人権理事会)に慰安婦問題を持 ち込んだ戸田悦郎弁護士の活動などについて私も調査してきた(註8)が、本格的な研究 が不足している。ここではそのことを指摘して今後の課題としたい。

本稿では第2要素である中国と韓国の反日外交と、第3要素のわが国の対応について 詳しく論じ、今後の課題を探ることとする。結論を先に書くと、中国と韓国の反日外交は それぞれ彼らの内政上のそれを必要とする事情があった。したがって、いくらわが国が繰 り返し謝罪しても解決しない構造的なものだった。

ところが、わが国の外交はそのことに気づかず、こちらが誠意を見せれば通じるはずだ という安易な姿勢に立ち、事実に基づいた反論を行わなかった。そのため、国連や米欧な ど国際社会にまで事実無根の誹謗中傷が広がる事態を招いた。

②中国と韓国の反日外交の背後にある内政トの理由

第2要素の中国と韓国の反日外交は1982年の第1次歴史教科書問題から始まり、90年 代に本格化した。中国政府、韓国政府が国交正常化後、外交交渉に歴史問題を持ち出し たのはこの時が初めてであった。中華人民共和国政府は1972年の国交回復から10年間、 韓国政府はやはり1965年の国交回復から17年間、歴史問題を外交に持ち込むことはな かった。また、中華民国政府は日本と国交があった期間に一度もそのようなことはしな かった。通常の国家間関係においては過去の歴史は条約や協定により清算され、その後 は外交問題にはならない。

わが国と中国は1972年9月に「日中共同声明」を出して国交を正常化した。そこでは 「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことにつ いての責任を痛感し、深く反省する」とする歴史認識が表明されている。反面、同じ声明 で今後の両国関係について明確に「内政不干渉」で合意している。

六 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可 侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両 国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。(「日中共同声明」1972年9 月)

日韓両国はサンフランシスコ講和条約でわが国が独立を回復した後も、国交を持つこ とができなかった。紆余曲折の末、1965年に日韓基本条約と諸協定により日韓は対等な 主権国家同士として国交を持った。条約と協定には歴史認識に関わる条文はない。

ただ、1965年2月に訪韓した椎名外相は声明で「両国の長い歴史の中に不幸な期間が あったことは、まことに遺憾な次第でありまして、深く反省するものであります」と述べ た。これが歴史認識に関する唯一の言及だった。

そもそも、歴史教科書記述や戦没者追悼方式などは純然たる内政問題だ。声明、条約 で過去の清算をすませた後は、対等な主権国同士として内政不干渉という原則を守るの が現在の国際関係だ。ところが、中国と韓国は1982年の教科書問題以来、継続して歴史 教科書記述や戦没者追悼方式等のわが国の内政問題に対して干渉している。その背景に は、中国と韓国の内政上の理由があった。

③中国の理由、共産党独裁の正統性を反日民族主義に求めた

中国人と韓国人の反日感情は戦争や統治の経験のない世代がむしろ強い。これは反日 感情が歴史的経験よりも、80年代以降、中国と韓国が以下のような経緯で行ってきた政 治宣伝に、より多く起因するからだ。(註9)

中国共産党は、80年代、改革開放政策に必要な多額の経済協力資金を得るために反日 を外交交渉に使った。その一方で、共産党独裁を覆すような風潮が蔓延することを防ぐ ため、この時期からいわゆる「南京大虐殺」や靖国神社A級戦犯合祀を突然問題にし始め た。

南京大虐殺紀念館(正式名称は「侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀念館」)は1985年に 開館した。中国政府は1985年8月、中曽根康弘首相の靖国神社参拝に対してA級戦犯合祀 を理由に抗議した。しかし、1979年4月にA級戦犯の合祀が公になってから1985年7月ま での6年間、大平正芳、鈴木善幸、中曽根が首相就任中に計21回参拝をしたときには、 全く抗議を行わなかった。

90年代に入り、反日の主な目的が日本からの資金獲得よりも共産党独裁維持のための 政治宣伝に重心が移った。天安門事件やソ連東欧共産圏の崩壊で独裁体制維持に危機感 を深めた中国共産党は、市場経済を導入したため階級敵(地主、富農、右派など)を国内 に作り出して糾弾する手法が使えなくなり、日本(軍国主義)を糾弾すべき敵として設定 する政治宣伝を本格化した。(註10) 天安門事件後の90年代、 江沢民時代に国内で組織的 な反日教育を開始するとともに、歴史問題で日本を外交的に責め続けることを国策として 決め、世界規模の反日組織ネットワークを構築した。

中国共産党は1994年8月、「愛国主義教育実施綱要」を発表した。これは学校教育分野 だけでなく、映画やTV、記念建造物や博物館など社会全体で反日政治宣伝を行うことを 定めたものだ。

同年12月、日本の戦争責任を追及する米国、カナダ、香港を中心とする30余の中国 系、韓国系、日系の反日団体が結集して「世界抗日史実維護連合会(Global Alliance for Preserving the History of WW II in Asia)」、略称「抗日連合会 (Global Alliance)」が結成 された。江崎道朗氏はこの組織が「愛国主義教育実施綱要」と軌を一にするものだと主 張している。(註11)

1998年8月には、外国に駐在する特命全権大使など外交当局者を集めた会議で江沢民 主席が「日本に対しては、台湾問題をとことん言い続けるとともに、歴史問題を終始強調 し、しかも永遠に言い続けなくてはならない」と指示を出した。(註12)

④韓国の理由、全斗煥政権の甘えの反日と北朝鮮の反日民族主義工作

韓国は80年代初め、全斗煥政権が冷戦下での軍事協力を名目に日本に多額の経済協力 を申し込み拒否された中、初めて歴史問題を外交化し、経済協力獲得の圧力として使っ た。(註13) 盧泰愚政権も中国共産党と足並みをそろえつつ、反日を外交カードとして 使って日本から資金や技術援助を受け取った。

盧泰愚政権の反日外交の目的が経済協力を得ることだった点については当時、日本経 済新聞ソウル特派員だった鈴置高史氏が「韓国の経済閣僚にインタビューした際に『技 術移転や、貿易赤字問題に日本が協力しないと、韓国人の反日意識が高まろう』と経済閣 僚が述べた。私が『そろそろ反日は経済面では逆効果になる』と意見を述べると、その部 分の発言を撤回した」というエピソードを伝えている。(註14)

同じ頃、北朝鮮は経済開発で韓国に負けたことが明白化したので、対南工作の政治宣 伝を共産主義の優位から反日民族主義に移した。すなわち、韓国は親日派を処断せず、 親日派だった朴正煕が権力を握り、過去清算をうやむやにしたまま日本と国交を結んだ 一方、北朝鮮は抗日運動の英雄・金日成が建国し、親日派を処断し、反日民族主義をつ らぬいたから、民族としての正統性は北にあるという「反韓史観」を韓国に拡散させた。

「反韓史観」については1996年に北朝鮮研究の泰斗であった李命英成均館大学教授(当 時) が指摘している。(計15)

2004年、前年まで国定だった中学、高校の国史(韓国史)教科書が検定に変わると、「反 韓史観」に基づく歴史教科書が多数でまわるようになった。 それに対して2005年1月、教 科書の健全化を目指す 「教科書フォーラム | が良識派学者らによって組織された。 (註16) 同フォーラムの中心メンバーの一人である李栄薫ソウル大学教授はその歴史観を次の ように要約した。(註17)

誤った歴史観は、過去百三十年間の近現代史を汚辱の歴史として子供たちに教えていま す。宝石にも似た美しい文化を持つ李氏朝鮮王朝が、強盗である日本の侵入を受けた。 それ以後は民族の反逆者である親日派たちが大手を振った時代だった。日本からの解放 はもう一つの占領軍であるアメリカが入ってきた事件だった。すると親日派はわれ先に親 米事大主義にその姿を変えた。民族の分断も、悲劇の朝鮮戦争も、これら反逆者たちの せいだった。それ以後の李承晩政権も、また1960~70年代の朴正煕政権も、彼らが支配 した反逆の歴史だった。経済開発を行ったとしても、肝心の心を喪ってしまった。歴史に おいてこのように正義は敗れ去った。機会主義が勢いを得た不義の歴史だった、というの です。

90年代に入り、金泳三政権が竹島問題での一方的な日本非難を開始し、「反韓史観」に 汚染された世論に迎合して支持率を上げる手段として反日を使い始めた。(註18) この頃 から日本からの支援を得る手段ではなく、国内の世論に迎合して支持率を上げる手段に 反日が利用されるようになった。李明博大統領が任期末、支持率が下がってきたタイミン グで竹島上陸を強行し、反日外交を展開したのもその文脈だ。

盧武鉉大統領は弁護士時代に「反韓史観」に触れて衝撃を受けたという。盧武鉉は大 統領に就任後の2004年7月30日に、「反民族行為特別調査委員会を解体して以来、誤っ た歴史を正すことができず、これまで遅延されている。誰かが、同問題を解決しなければ ならない」などと述べて、自身の歴史観を披露した。(註19)

その歴史観に立って、盧武鉉は大統領直属の「大韓民国親日反民族行爲真相糾明委員 会」を作った。 同委員会は親日反民族行為者として1006人の名簿を公表した。 親北左派 は朴槿恵大統領の父、朴正煕元大統領をその名簿に入れたかったが、多くの論難の末、 それは実現しなかった。しかし、朝鮮戦争の英雄である白善燁将軍はそのなかに含まれ、 保守派から強い反発を受けた。

この歴史観は90年代以降、各界各層に浸透し、現在使われている韓国の小、中、高校 で使われている歴史教科書も、この歴史観にもとづき書かれている。

2005年以降、教科書フォーラムの流れを汲む一部の実証主義学者らが教科書改善運動 を開始したが、彼らが執筆した歴史教科書は採択率ゼロだった。

朴槿恵大統領が就任後、慰安婦問題にこだわる反日歴史認識外交を続けた背景には、 国内で「親日派の娘」と非難されることを恐れたことがある。反韓史観に正面から挑戦せ ず、逃げたからそのような結果になった。

ただ、朴槿恵大統領は歴史教科書を国定化するという強硬政策をとった。その点は肯

定的に評価できるが、弾劾が成立し7カ月早く実施された大統領選挙で当選した文在寅 は、大統領就任の日、担当長官の人選すらしないまま、国定教科書廃止を決めた。

4、わが国外交の根本的欠陥、事実に基づく反論の不在

①教科書問題、靖国参拝、慰安婦問題

第3要素である、わが国外交当局の対応について概観したい。わが国は中国と韓国が 歴史認識問題を外交課題として持ち出してきたときに、その不当な要求に対して事実に 踏み込んだ反論をせず、まず謝罪して道義的責任を認め、人道支援の名目で、すでに条 約・協定で解決済みである補償を再び中途半端な形で行なったため、問題をさらに悪化 させることとなった。

1982年の教科書問題では、日本のマスコミの誤報についてきちんと説明せず、謝罪 し検定基準を改定し、韓国と中国が問題にした教科書記述について事実上の改定を行っ た。具体的には慰安婦問題、強制連行などについて検定意見をつけなくなり、その結果、 左派学者らがこれらの問題についてほぼ自由に教科書記述をおこなうという状況となり、 1997年から使用される中学校歴史教科書のすべてに「慰安婦強制連行」記述が入るとい う驚くべき事態となった。

首相の靖国神社参拝についても、中曽根首相が1985年の参拝を最後にそれまで毎年 行っていた参拝を取りやめ、その後の首相もそれにならうこととなった。

1986年に中曽根内閣は後藤田正晴官房長官の談話を出し、「昨年実施した公式参拝 は、過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、 そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとの批判 を生み、ひいては、我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に 立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがある」ため、「内閣総 理大臣の靖国神社への公式参拝は差し控えることとした」と公表した。

その後、橋本龍太郎首相が1回参拝し、小泉純一郎首相が中韓の反対の中、6年連続で 参拝し、2013年12月26日に安倍晋三首相が参拝した。 小泉首相の参拝、安倍首相の参拝 について、外務省高官らは中韓の批判に対して正面から反論しなかった。

慰安婦問題については、私はこれまで多くのところで指摘したが、1992年1月、宮沢 喜一首相が訪韓したとき、女子挺身隊としての朝鮮人慰安婦の強制連行があったかどう か、調べることをしないまま、総理に8回謝罪させたのが、当時の外務省だった。

私は同年2月、外務省アジア局北東アジア課の幹部に面談したが、「総理の謝罪は権力 による慰安婦強制連行に対するものなのか、それとも貧困の結果売春業に就かざるを得 なかったことに対する人道的立場からの謝罪なのか」、と尋ねたところ、「これから調べ る」という衝撃的回答を得た。(註20)

ほぼ唯一、外務省が事実関係に踏み込んだ反論を試みようとしたのが、1996年の慰安 婦問題に関するクマラスワミ報告に対する長文の反論文書を配布した事例だ。しかし、関 係国国連代表部に文書が配布された後、突然その文書は取り下げられ、事実関係の反論 を除いて日本はすでに謝罪し償いをしているという内容の文書に差し替えられた。(註21)

その後も第2次安倍政権成立までは、わが国外交当局から事実に踏み込んだ反論はな されなかった。

②外務省関係者の弁明

問題の根源は、事実関係に踏み込んだ反論を外務省が一切してこなかったことにあ る。 安倍政権になって、首相とその周辺は本格的な反論をする体制を作ろうと努力して きた。しかし、その状況は少しずつしか変わっていない。

なかなか政府内の体制が変わらない理由は、反論をしない方が外交上、有利だと考え る勢力が政府や与党内にもまだ相当残っているからだ。

外務省に近い専門家らは、自分たちが調べもせずに先に謝罪しておきながら、その責 任を回避して、「相手がゴールポストを動かしているため問題が解決しない」などという 言い訳を繰り返している。

日中・日韓関係の現状の比喩としての「ムーブ・ザ・ゴールポスト」論は、2013年に 外務省OBの宮家邦彦氏が初めて提唱したものと見られる。(註22) その後、この議論は拡 散し『21世紀構想懇談会報告』の日韓関係の論述部分にも採用された。

しかし、この議論は歴史認識問題発生のメカニズムを正確に見ていない。事態の推移 を最初から見るならば、まず外務省がゴールポストを相手陣営近くに動かしたのだ。国 益の対立の場である外交において先に謝罪すれば、弱点となり相手国はそこを継続して 狙ってくる。

複数の外務省OBは、南京事件や慰安婦問題に対する反論を「歴史を否定する開き直り だ」などとして、以下のように公然と非難している。

「河野談話」「村山談話」作成過程に深く関わった外務省高官OBである谷野作太郎氏 は、「日本の名誉を取り戻す」動きについて次のように批判している。(註23)

歴史をどう解釈するか。そこには色々な見方があってよい。しかし、近年、国内の一部 の風潮として「日本の名誉を取り戻す」として否定しがたい「歴史」を否定したり、こ れに正面から向き合わず「慰安婦など、皆、カネ目当てだった」「南京事件などでっち上 げ!」などと開き直ったりする。近現代史について史料を渉猟しようとすると、「自虐史 観だ。怪しからぬ。止めておけ」とも。

このような発言が、国際社会から見れば、実は「日本人の名誉」を最も深いところで傷 つける結果となっているということを、分かってほしいと思います。

2012年まで駐韓大使だった武藤正敏氏は、2015年に出版した単行本『日韓対立の深 層』で慰安婦問題に関して事実に基づく反論をしてはならないという主張を、以下のごと く明記した。(註24)

日本が注意すべきポイントは、「狭義の強制性はなかった」という主張は決してしないこ とです。なぜならその主張は、かえって国際社会に「過去の非人道行為を反省していな い」との不信感を植え付け、ますます韓国側に同情を集めてしまいかねないからです。こ の問題の対応は、世界がどう見ているかという視点で考える必要があるのです。

武藤氏はその上で、資料はないが軍による強制連行があったかもしれないとさえ主張 している。(註25)

そもそも、軍による「強制性」がなかったと言い切れるかどうか。資料がないというのは 理由になるのか。軍人による強制連行を資料として残すとも考えられません。また、「絶 対になかった」と明確に否定できる証拠にしても見つかることはないと思います。

前出の宮家邦彦氏も、慰安婦問題や南京事件で事実に基づく反論を政府が行うことを 以下のように否定して、外務省を擁護している。(註26)

過去の「事実 | を過去の「価値基準 | に照らして議論し、再評価すること自体は「歴史修 正主義」ではない。しかし、そのような知的活動について国際政治の場で「大義名分」を 獲得したいなら、「普遍的価値」に基づく議論が不可欠だ。いわゆる「従軍慰安婦問題」 や「南京大虐殺」について、歴史の細かな部分を切り取った外国の挑発的議論に安易に 乗ることは腎明ではない。

過去の事実を過去の価値基準に照らして再評価したいなら、大学に戻って歴史の講座 をとればよい。逆に、過去の事実を外交の手段として活用したければ、過去を「普遍的価 値」に基づいて再評価する必要がある。歴史の評価は学者に任せればよい。現代の外交 では普遍的価値に基づかない歴史議論に勝ち目はないのだ。

外務省〇Bの岡本行夫氏も、2007年米下院での慰安婦決議当時、民間人が事実に基づ く反論の意見広告を出したことに対して、次のように否定的に述べている。(註27)

慰安婦問題について米下院で審議されている対日謝罪要求決議案。4月末に安倍首相が訪 米した際の謝罪姿勢によって事態は沈静化し、決議案成立はおぼつかない状況になって いた。しかし日本人有志が事実関係について反論する全面広告をワシントン・ポスト紙 に出した途端、決議案採択の機運が燃えあがり、39対2という大差で外交委員会で可決さ れ、下院本会議での成立も確実な状況になった。

正しい意見の広告だったはずなのに何故なのか。それは、この決議案に関しては、すで に事実関係が争点ではなくなっているからである。過去の事象をどのような主観をもって 日本人が提示しようとしているかに焦点があたっているからである。日本人からの反論は 当然あるが、歴史をどのような主観をもって語っていると他人にとられるか、これが問題 の核心であることに留意しなければならない。

③第2次安倍政権下での変化

安倍晋三首相は2016年1月18日、参議院予算委員会で慰安婦問題に関して歴史的な答 弁を行った。そこで首相は次のように明快に答弁した。

- 1、慰安婦問題に関して海外に正しくない誹謗中傷がある、
- 2、性奴隷、20万人は事実でない、
- 3、慰安婦募集は軍の要請を受けた業者が主にこれに当たった、
- 4、慰安婦の強制連行を示す資料は発見されていない、
- 5、日本政府が認めた「軍の関与」とは慰安所の設置、管理、慰安婦の移送に関与した ことを意味する、
- 6、政府として事実でないことについてはしっかり示していく

その日、中山恭子議員が前年12月の日韓慰安婦合意(共同発表)によって、国際社会 に著しい日本誹謗が拡散しているとして、次のように質問した。

日本が軍の関与があったと認めたことで、この記者発表が行われた直後から、海外メディ アでは日本が恐ろしい国であるとの報道が流れています。日本人はにこにこしているが、 その本件はけだもののように残虐であるとの曲解された日本人観が定着しつつあります。 今回の共同発表後の世界の人々の見方が取り返しの付かない事態になっていることを、 目をそらさずに受け止める必要があります。

外務大臣は、今回の日韓共同発表が日本人の名誉を著しく傷つけてしまったことにつ いて、どのようにお考えでしょうか。

これに対して岸田文雄外相は、日本の名誉を守るという強い姿勢の見られない通り一 **遍の答弁をしたので、中山議員が次のように安倍総理の見解を質した。まず中山議員の** 鋭い質問を議事録から引用する。

中山 今の外務大臣のお答えだけでは、今ここで、世界で流布されている日本に対する 非常に厳しい評価というのが払拭できるとは考えられません。明快に今回の軍の関与の 意味を申し述べていただきたいと思っております。

安倍総理は、私たちの子や孫、その先の世代の子供たちにいつまでも謝罪し続ける宿 命を負わせるわけにはいかないと発言されています。私も同じ思いでございます。しか し、御覧いただきましたように、この日韓外相共同記者発表の直後から、事実とは異なる 曲解された日本人観が拡散しています。日本政府が自ら日本の軍が元慰安婦の名誉と尊 厳を深く傷つけたと認めたことで、日本が女性の性奴隷化を行った国であるなどとの見方 が世界の中に定着することとなりました。

今後、私たちの子や孫、次世代の子供たちは、謝罪はしないかもしれませんが、女性に ひどいことをした先祖の子孫であるとの日本に対する冷たい世界の評価の中で生きていく こととなります。これから生きる子供たちに残酷な宿命を負わせてしまいました。安倍総 理には、これらの誤解、事実に反する誹謗中傷などに対して全世界に向けて正しい歴史の 事実を発信し、日本及び日本人の名誉を守るために力を尽くしていただきたいと考えます。

総理は、この流れを払拭するにはどうしたらよいとお考えでしょうか。御意見をお聞か せいただけたらと思います。

これに対して安倍首相は、次のように明確に答弁した。

安倍 先ほど外務大臣からも答弁をさせていただきましたように、海外のプレスを含め、 正しくない事実による誹謗中傷があるのは事実でございます。

性奴隷あるいは二十万人といった事実はない。この批判を浴びせているのは事実であ りまして、それに対しましては、政府としてはそれは事実ではないということはしっかり と示していきたいと思いますが、政府としては、これまでに政府が発見した資料の中には 軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらなかったという立場 を辻元清美議員の質問主意書に対する答弁書として、平成十九年、これは安倍内閣、第 一次安倍内閣のときでありましたが閣議決定をしておりまして、その立場には全く変わり がないということでございまして、改めて申し上げておきたいと思います。

また、当時の軍の関与の下にというのは、慰安所は当時の軍当局の要請により設営され たものであること、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送について旧日本軍が直接ある いは間接にこれに関与したこと、慰安婦の募集については軍の要請を受けた業者が主に これに当たったことであると従来から述べてきているとおりであります。

中山議員はやり取りの最後にだめ押しの確認質問をし、首相もその意図を理解してき ちんと答えた。そのやり取りを引用する。

中山 総理の今の御答弁では、この日韓共同記者発表での当時の軍の関与の下にという ものは、軍が関与したことについては、慰安所の設置、健康管理、衛生管理、移送につい て軍が関与したものであると考え、解釈いたしますが、それでよろしゅうございますか。 **安倍** 今申し上げたとおりでございまして、衛生管理も含めて設置、管理に関与したとい うことでございます。

ここで安倍首相が「海外のプレスを含め、正しくない事実による誹謗中傷があるのは事 実でございます。| と答弁したことの意味は重い。「事実に反する誹謗中傷 | が海外に広 がっていることを、首相が国会で公式に認めたものだからだ。もう一つ、首相は「政府と してはそれは事実ではないということはしっかりと示していきたい」と明言した。事実で ないことに対しては、政府として反論すると宣言したのだ。

実は、この1年前にも安倍首相はほぼ同じ答弁を行っていた。 しかし、その後も外務省 は事実に基づく公開的反論を行わなかった。

2014年11月3日の産経新聞の報道により、米大手教育出版社「マグロウヒル」(本社・ ニューヨーク)が出版した高校の世界史の教科書に、慰安婦問題などで重大な事実誤認 に基づく記述があることが分かった。 「日本軍は14~20歳の約20万人の女性を慰安所で 働かせるために強制的に徴用し、慰安婦になることを強要した」「逃げようとして殺害さ れた慰安婦もいた」「日本軍は慰安婦を天皇からの贈り物として軍隊にささげた」との内 容が含まれていた。

この報道を受け、外務省も訂正のため動いた。11月7日、在ニューヨーク総領事館が 出版社に記述内容の是正を申し入れ、12月中旬に正式な話し合いの場が持たれた。しか

し、2015年1月15日、同社は文書を発表して、日本政府の関係者が「慰安婦」に関する記 述を変更するよう求めてきたが、「『慰安婦』の歴史的事実に対する学者の意見は一致し ている。われわれは執筆者たちの記述、研究、表現を明確に支持する」と訂正要求を拒否 した。

また、外務省は同記述の執筆者である米国歴史学者にも訂正を求めた。ハワイ大学マ ノア校の准教授を務めるジーグラー氏は「出版社と私は日本政府の関係者から個別に連 絡を受け、不愉快な書き方に何らかの修正を求められた。出版社も私もそのような考えは 一切受け入れていない」と、ウォール・ストリート・ジャーナル2015年1月15日付で述べ ている。

その後、米国歴史学者らが2回にわたって声明を出し、私を含む日本の学者がそれらに 反論を出した。安倍首相は2015年1月29日の衆議院予算委員会で、稲田朋美議員の質問 に答えて以下のように答弁している。

安倍 マグロウヒル社の教科書を拝見いたしまして、私も本当に愕然といたしました。主 張すべき点をしっかりと主張してこなかった、あるいは訂正すべき点を国際社会に向かっ て訂正してこなかった結果、このような教科書が米国で使われているという結果になって きた。

国際社会においては、決してつつましくしていることによって評価されることはないわ けでありまして、主張すべき点はしっかりと主張していくべきであり、(略)外務省にお きましても、外交におきましても、国際社会の正しい理解を得るべく、今後とも我が国の 国益の実現に資するよう、戦略的かつ効果的な発信に努めていきたい、このように思いま す。

ところが、外務省は現在に至るまで、マグロウヒル社の教科書のどの記述を日本政府と して問題にしているのかについて、公表していない。ただ、同社に働きかけたことだけを 認めるだけで、その訂正要求の具体的内容を明らかにしていない。外務省のホームペー ジにはこの問題についての外務省の見解を示す文書は存在しない。

首相は国会で「外務省におきましても、外交におきましても、国際社会の正しい理解を 得るべく、今後とも我が国の国益の実現に資するよう、戦略的かつ効果的な発信に努めて いきたい」と答弁したが、外務省は発信をしていなかった。

しかし、2016年1月の前記安倍答弁を受け、ついに外務省が反論をはじめた。杉山晋 輔外務審議官(当時、本稿執筆の2017年現在外務次官)が2016年2月16日、ジュネーブ の国連女子差別撤廃条約委員会で堂々たる反論を行った。主要部分を外務省ホームペー ジから引用する。

書面でも回答したとおり、日本政府は、日韓間で慰安婦問題が政治・外交問題化した 1990年代初頭以降、慰安婦問題に関する本格的な事実調査を行ったが、日本政府が発見 した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」を確認できるものはなかった。

「慰安婦が強制連行された」という見方が広く流布された原因は、1983年、故人になっ た吉田清治氏が、「私の戦争犯罪」という本の中で、吉田清治氏自らが、「日本軍の命令

で、韓国の済州島において、大勢の女性狩りをした」という虚偽の事実を捏造して発表し たためである。この本の内容は、当時、大手の新聞社の一つである朝日新聞により、事実 であるかのように大きく報道され、日本、韓国の世論のみならず、国際社会にも、大きな 影響を与えた。しかし、当該書物の内容は、後に、複数の研究者により、完全に想像の産 物であったことが既に証明されている。

その証拠に、朝日新聞自身も、2014年8月5日及び6日を含め、その後、9月にも、累次に わたり記事を掲載し、事実関係の誤りを認め、正式にこの点につき読者に謝罪している。

また、「20万人」という数字も、具体的裏付けがない数字である。朝日新聞は、2014 年8月5日付けの記事で、「『女子挺身隊』とは戦時下の日本内地や旧植民地の朝鮮・台湾 で、女性を労働力として動員するために組織された『女子勤労挺身隊』を指す。(中略) 目的は労働力の利用であり、将兵の性の相手をさせられた慰安婦とは別だ。」とした上 で、「20万人」との数字の基になったのは、通常の戦時労働に動員された女子挺身隊と、 ここでいう慰安婦を誤って混同したことにあると自ら認めている。

なお、「性奴隷」といった表現は事実に反する。

まさに先に見た安倍首相の参議院予算委員会答弁とほぼ同じ内容であり、外務省が事 実関係に踏み込んだ反論をしたという点で画期的なものだった。その点は肯定的に評価 したい。

ただし、杉山発言は国連女子差別撤廃条約委員会の委員からの質問に口頭で答えたも のであり、文書で提出された政府の正式回答や杉山審議官が同委員会の冒頭で行った政 府見解ステートメントにも、このような内容は含まれていなかった。内容は画期的だが形 式が消極的だった。その上、このような質問への口頭回答も、官邸の衛藤晟一補佐官らが 首相の意向を組んで外務省に強く求めた結果、実現したものだった。

そして外務省は、この杉山反論を国際広報の道具として活用しはじめた。実は私は杉 山反論が外務省のホームページに掲載されていないと批判し(註28)、掲載された後も掲 載場所があまりにもわかりにくく、5回クリックしなければたどり着けないと批判してき た。(註29)

しかし、2016年8月にホームページ「歴史問題O&A | コーナーに杉山反論のリンクが 張られ、同反論を前面に出す広報が開始された。2017年7月本稿執筆の時点では、「慰安 婦問題に関する日本の考え方や取組に対し、国際社会から客観的な事実関係に基づく正 当な評価を得られるよう引き続き努力していきます。」という表現が入り、そこからすぐ 杉山反論にリンクが張られるなど、改善がある。

おわりに 5

内外の反日勢力は、30年以上の年月をかけて虚偽まみれの反日キャンペーンを展開し てきた。悪意を持って国家次元で大規模に展開されてきたキャンペーンの悪影響を払拭 するには、わが国も国家次元で事実に基づく反論を、体系的かつ持続的に展開するべき である。国際誤解を正す国民運動をおこし、国会や地方議会にも議員連盟をつくって、反 日勢力の虚偽宣伝と戦うべきだ。少なくとも今後10年以上、対外広報の柱に歴史認識に

おける反論をすえるべきだ。

私たちが民間で「歴史認識問題研究会」を発足させたのも、まさにそのためだ。事実に 基づく反論を行うためには、なによりも実証的かつ総合的な研究の積み重ねが必要だ。 本研究会を通じて、そのために微力を尽くしていく覚悟だ。

- (計1) 西岡力『日韓誤解の深淵』(亜紀書房、1992)
- (計2) 西岡力『従軍慰安婦論は破綻した』(日本政策研究センター、1997) なお本書は後に、西岡力 『日韓「歴史問題」の真実一「朝鮮人強制連行」「慰安婦問題」を捏造したのは誰か』(PHP研究 所、2005) に収録された。
- 狭義の歴史認識問題の定義というべきかもしれない。わが国が米軍の占領下でいわゆる東京裁 判史観を強要されたことなども、広義の歴史認識問題と言えるだろう。
- 比較憲法学の権威である西修氏によると、世界の189の憲法典のうち159(84%)に9条1項のよ うな平和主義規定がおかれているという。たとえばイタリア憲法第11条には「イタリアは、他国民 の自由に対する攻撃の手段としての、および国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し」とあ り、フィリピン憲法第2条は「(2)フィリピンは国家政策の手段としての戦争を放棄(renounce) し」と規定している。
- 世界の憲法は自衛のための軍の存在を明記している。イタリア憲法は第52条で「(1)祖国の防 (註5) 衛は、市民の神聖な義務である (2) 兵役は、法の定める制限および限度内において、義務的であ る(3)軍隊の編成は、共和国の民主的精神に従う」と定めている。フィリピン憲法第2条も「(3) フィリピンの軍隊は人民と国の防御者である。その目標は国家の主権と国家の領域の統合にある」 と軍の存在を明記し、ドイツ基本法や韓国憲法では侵略戦争禁止規定と軍の保持規定が並存して いる。
- (註6) 伊藤哲夫「カイロ宣言の虚実」(本誌所収)を参照されたい。
- (計7) 1982年の第1次教科書問題については前掲『日韓誤解の深淵』を、慰安婦問題と日本国内の虚 偽キャンペーンについては『朝日新聞「慰安婦報道」に対する独立検証委員会報告』(同委員会、 2015) http://www.seisaku-center.net/sites/default/files/uploaded/dokuritsukensyouiinkai20150 219-C20150227.pdf などを参照。
- 「性奴隷(セックススレーブ)」という用語は、戸塚弁護士が1992年国連人権委員会に慰安婦問 (<u>#</u>8) 題を提起する際に最初に使った。西岡力『増補版よくわかる慰安婦問題』(草思社文庫、2012) などを参照。
- 岡部達味は2001年に「(激しい反日キャンペーンの結果)、現在三○歳以下の人々の反日感情 (計49) は、それ以上の高い年齢層より強いという結果になってしまった」(『外交フォーラム』2001年2 月号)と書いている。韓国の「反日感情」が作られたものであるという点については、現代コリア 編集部「韓国における「反日感情」の実態は何か」(『現代コリア』2001年9月号、10月号、12月 号、2002年1・2月号) に詳しい。
- (註10) 中国共産党による反日政治宣伝については、鳥居民『「反日」で生きのびる中国』(草思社、 2004) が以下のような鋭い分析をしている。中国共産党は大躍進や文化大革命などの失政で人民 に多大な被害を及ぼした際、共産党への批判が向かないように「過去の苦難を思い出せ」という政 治宣伝を行った。そこでは主として「階級の敵」として地主や資本家、国民党反動政権、米帝国主 義が設定された。ところが、天安門事件後の政治宣伝では改革開放政策を進めるため「階級の敵」 設定はできなくなり、過去の苦難の元凶として「民族の敵」として「日本軍国主義」が設定され
- (註11) 江崎道朗『コミンテルンとルーズベルトの時限爆弾』(展転社、2012)
- (註12) 『江沢民文選』(2006)
- (註13) 全斗煥政権の経済協力を得るための手段としての反日外交については、西岡力「韓国版極左史 観が生む反日と嫌韓の連鎖」(『月刊正論』2015年7月号) に詳しい。
- (註14) 『現代コリア』1993年1月号

- (註15) 李命英「韓国の「反韓」史観」『現代コリア』1996年12月号
- (註16) 教科書フォーラムについては、西岡力『韓国分裂』(扶桑社、2005)が詳しい。
- (註17) 李栄薫『大韓民国物語』(文藝春秋、2009) 330~331頁
- (註18) 金泳三大統領の反日については、西岡力『コリア・タブーを解く』(亜紀書房、1997)参照。
- (註19) 『中央日報』(電子版) 2004年7月30日
- (註20) 前掲『増補版よくわかる慰安婦問題』
- (註21) 幻の反論文書の主要部分は、西岡力『朝日新聞「日本人への大罪」』(悟空出版、2014)に収録 されている。
- (註22) 宮家邦彦「【宮家邦彦のWorld Watch】参院選後の安倍外交」(『産経新聞』2013年7月25 日)
- (註23)「『村山談話』を書いた元官僚・谷野作太郎氏、その誕生秘話と意義を明かす」『ダイヤモンド・ オンライン』2015年8月13日 2017年7月19日閲覧 http://diamond.jp/articles/-/76616/
- (註24) 武藤正敏『日韓対立の深層』(悟空出版、2015) 23-24頁
- (註25) 同54頁
- (註26) 宮家邦彦「中韓の広報戦略は限界に 日本は世界の共感を得る広報文化外交を | WEBマガジン 『WEDGEInfinity』2015年5月25日 2017年7月19日閲覧 http://wedge.ismedia.jp/articles/-/
- (註27) 『産経新聞』2007年7月23日
- (註28) 『産経新聞』2016年2月26日正論欄
- (註29) 『月刊正論』2016年7月号